

## 資料1 UKAS

UK の認定機関である UKAS では、英国排出権取引における GHG 排出量の検証機関に対してガイダンスを発行している。それが”UKAS Guidance for Application of ISO/IEC Guide 65 (EN445011) and EA-6/01, for verification of greenhouse gas emissions within the UK Emissions Trading Scheme, Edition 1. July 2003”(以下、「ガイダンス」という)である。

当該ガイダンスの内容を検証ガイドライン(試案)の章立てに沿って、以下のようにまとめた。

<p>1. 適用範囲</p>
<p>当該ガイダンスは、英国排出権取引においてクレジット取引を望む直接参加者および CCL 協定参加者の GHG 排出量の検証に適用する。</p>
<p>2. 引用文献</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC ガイド65</li> <li>・ガイド65へのIAFガイダンス</li> <li>・Legal rules for the Scheme, UKETS Framework and Guidelines for Measurement and Reporting of Emissions documents</li> </ul>
<p>3. 用語の定義</p>
<p>用語の定義は、”Legal rules for the Scheme, UKETS Framework and Guidelines for Measurement and Reporting of Emissions documents“での定義に準ずる。その中では、以下の用語について定義されている。正確性、分析的テスト、基準年、ベースライン、プロジェクトのベースライン、企業のベースライン、ベースライン方法論、クライアント、能力、統制環境、管理手順、統制リスク、発見リスク、GHG、GHG レポーティング、GHG 認証、GHG データ、GHG データ管理システム、GHG 再封入、GHG 報告、GHG サンプリング、GHG スキーム、GHG 固定、GHG 吸収源、GHG 排出源、GHG、GHG 排出、GHG 削減量、GHG 除去量の増加、GHG スキーム、固有リスク、内部統制システム、重要性、モニタリング、不適合、ピアレビューアー、合理的な保証、登録、事業者、実証性手続き、チームリーダー、バリデーション、バリデーション/検証機関、バリデーション/検証結果、バリデーション/検証基準、バリデーション/検証証拠、バリデーション/検証検出事項、バリデーション/検証計画、バリデーション/検証リスク、バリデーション/検証報告、バリデーター、検証、検証人</p>
<p>4. 原則</p>
<p>4.1 GHG検証の原則</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 英国排出権取引スキームのルールに従って検証を行う。但し、直接参加者と CCA 協定参加者へ適用されるルールの違いに留意すること。直接参加者の場合は、総排出量に対する5%以上の誤差は重要性評価の観点から虚偽記載とみなすと定められている。但し、両者の均衡をはかるため、CCA 協定参加者へも同様の基準で評価することが期待されている。また、直接参加者の場合は「測定と報告のための Defra ガイドライン」で定めている基本原則(Key Principles)に従って測定と報告が行われているかを検証人は確認することが要求されている。CCA 協定参加者の場合にも同様の要件が課されているが、それはよりゆるいものである。但し、UKAS では「検証人はデータが基本原則に従って収集されたものであることを確認する」と定めているので、CCA 協定参加者についても基本原則の適用を期待している。検証人は、直接参加者に対しても CCA 協定参加者に対しても、「測定と報告のためのガイドライン」およびその他の関連ルールで定められている手法自身の持つ固有の不確実性については考慮しない。</li> </ul>
<p>4.2 検証機関</p>

- 検証に関する決定は、当該評価の実施者以外の者が行う。そのために十分な人的資源を組織として確保することが必要
- 検証手順書/プロセスの文書では、検証意見の形成者が評価実施者から独立していることを保証するための方法を示し、また、両機能に十分な能力を備えた要員を確保するための方法を示さなければならない。
- 検証機関は、各機能について能力・資格・経験の基準を定めること。
- 業務のパフォーマンス評価を行うこと。以下のモニタリングにより評価が実施できる。
  - 検証評価の記録と関連調書
  - クライアントや第三者からのフィードバック
  - 内部監査の記録
- 検証機関は、当該機関の検証手順書が有効に準拠され、かつ、現行のルールに準拠した記録の体系を維持・管理しなければならない。記録には以下が含まれること。
  - 検証の依頼書と契約書の確認
  - チーム構成の際の能力分析
  - サンプリングの範囲とリスクの判断根拠
  - strategic review のレポートまたは文書
  - オンサイト、オフサイトでの検証活動の調書等
  - 結論または意見の根拠となる客観的証拠
  - 検証チームから検証機関へのレポート(意見のドラフトを含む)
  - 検証チームのレポートが意見形成過程において検証機関によるレビューを受けたことを示す証拠
  - 検証機関からクライアントへ発行されたレポートまたは意見
- 検証機関は、当該機関に持ち込まれる異議申立て、苦情及び紛争を定められた手順に従って処理しなければならない。検証機関は、当該手順の実施において、解決にあたる要員が十分な能力を有していることを示すこと。
- 検証機関は、GHG の検証を実施する分野(スコープ)において要求される全ての専門性に関する適格性を分析するために有効なシステムを有していなければならない。
- 検証機関は、契約書の確認の一環として各契約の受入前に、当該業務の関連する分野に要求される適格性についての分析を実施したことを示すことが出来なくてはならない。特に、検証機関は以下の活動を遂行するための能力を有していることを示すことが出来なければならない。
  - 当該分野に特有の GHG 排出源の特定と検証チームが当該分野において実施する活動に関連する事項(バウンダリー、スコープ、直接/間接排出、アウトソーシング、ベースライン等)の特定。
  - 当該検証機関が該当する分野における GHG 排出量データの検証を実施するために必要な能力の定義。

#### 4.3 検証人

- 検証人とは、以下を実施する者。検証人は、実施する業務に対して適格でなければならない。

- 検証プロセスの管理
- 審査/監査人(検証チームのメンバー)の能力の選定および確認
- 審査/監査人(検証チームのメンバー)への説明と必要なトレーニングの手配
- 依頼の評価と契約書確認の実施
- 審査の実施
- 審査レポート、調書およびその他の証拠のレビュー
- 検証結果や意見の形成
- 保管されている記録や情報の管理
- 異議申立、苦情および紛争についての手順書の確立と運営
- 検証チームの選定、十分な審査時間と要員の提供については意思決定者が独立して検証実施前にレビューすることを前提に、契約書の確認および審査のマネジメントを主査に委ねることができる。
- 審査チームから独立した専門家を利用することにより、意思決定にアドバイスを得、専門性を補完することができる。
- GHGの検証においては、適格性の分析や(意思決定における)第三者レビューアーの選定が特に重要である。IAFガイダンスのClause 5, G.5.1では、適格であると判断された要員とその判断日を示す記録を要求している。当該記録には、GHG排出量の検証プロセスにおいて遂行する役割に適格であることを示す記録が含まれる。当該記録は常に最新のものでなければならない。
- 当該ガイダンスでは、検証機関がGHG排出データの検証プロセスを管理するための適格性に重点を置いている。適格性の主な要素は、検証対象となるデータを生んだ活動に全体として適切な要員を選定し、提供し、管理する能力。
- GHG排出量データの検証には、クライアントの組織や体制を理解し、関連データを入手・分析・検証する能力が要求される。以下の3つの分野における能力が要求される。クライアントの活動によって要求される専門性のレベルは異なる。
  - マネジメントシステムとその審査
  - プロセス、エネルギーを使用しているまたはGHG排出を生んでいる工場や設備、および排出量の定量化に使用されているモニタリングや測定
- 検証チームは1名以上の主査と、審査員または外部専門家あるいはその両方で構成される。全ての要員は、以下について通じていなければならない。チームの1名以上は、以下の各分野において経験に基づいた詳細な知識を有していなければならない。
  - 対象のGHG排出またはエネルギー使用
  - Defraのルールと文書
  - Guide 65、EA-6/01および検証人のためのUKASのガイダンス
  - GHG排出を生む工業プロセス、測定や報告に関連する技術的な事項
  - データや情報の監査手法
- 検証チームの構成と能力においては、事業者の報告システムの内容と排出の範囲について、特

に以下について考慮すること。

- 対象範囲はCO2のみか、またはUKETSで対象としている全てのGHGか？
- 対象のGHGデータの複雑性(エネルギー起源のみかまたはプロセス起源の排出か)
- GHGデータの収集と報告に使用されている情報システムの内容
- 事業者のオペレーションの複雑性(複合グループ企業か否か)

- 検証チームは全体として以下についての経験や研修、最新知識を有していなければならない。
  - モニタリングや測定(校正を含む)に関する技術、排出量の計算
  - 報告システムの欠陥を特定し、それが全体の報告に与える影響を判断するために要求される

#### 活動

- 事業者の活動やプロセスから予測される排出の種類、排出ポイント、排出量のレベル

- 事業者のコンピュータ情報システムが複雑な場合は、当該システムのセキュリティーと機能およびそれがGHGデータの集計に与える影響を評価できるメンバーを検証チームに加えること。
- 事業者の報告システムが複雑な場合または事業体制が複雑な場合、複合的な事業体制やプロセスについての知識を持つメンバーを検証チームに加えること。
- 検証要員は、GHGデータの検証についての知識を定期的にアップデートし能力を維持すること。
- 主査の責任と役割は以下を含む。

- 検証チームが必要な能力基準を満たしているかを確認すること
- チームを統率し、検証プロセスを管理すること
- クライアントの要求とUKETSの要求する検証の内容を理解していること
- 検証目標を決定し、それが計画において十分に考慮されていることを確実にすること
- 検証に関する問題、特に重要性に関する問題を解決できること
- 検証意見および検証報告書のドラフティング指示すること
- 改善提案、ドラフト意見と報告書、調書およびその他の証拠を含むドキュメンテーションが完全

であることを確実にすること

- 意思決定者へ支援を提供すること

- 検証の経験についての要求事項は、非財務データや情報の検証経験で満たすことが出来る。経験の適切性についての判断は検証機関に委ねられる。
- 意見について決定する機関または個人は、検証プロセス、調書、関連する証拠およびチームによる改善提案を評価するための十分な経験と知識を有していなければならない。意思決定者は、検証チームからは独立していなければならない。主査と同程度の能力を有していなければならない。
- 検証機関の中にない専門性が求められる場合、検証チームへオンサイトでまたは離れた場所からアドバイスを与えることの出来る外部専門家を利用することが出来る。契約の確認の際に外部専門家の必要性について特定すること。外部専門家の選定の際には、独立性、要求される技術のレベルについて考慮すること。業務の開始前に機密保持、独立性のないことの宣誓書についての正式な文書を取り交わすこと。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● UKASでは、GHGの検証業務においては以下についての専門性と経験が要求されると認識している。従って、Guide 65で要求している検証手順書の文書を、検証要員の資質要件などを定めた検証プロセスの文書により補強すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-排出を生んでいるプロセス</li> <li>-データのハンドリング</li> <li>-測定と記録の検証</li> </ul> </li> <li>● 検証が複数名で実施される場合は、検証機関はチームメンバー間でどのように業務の調整が図られたかについて説明できなければならない。</li> </ul>
<h2>5 検証プロセス</h2>
<h3>5.1 一般</h3>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 客観的証拠の確認により以下を確認することが検証プロセスの目標である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-GHG排出データが、Framework Documentおよび法規に定められているスキームの要求事項に準拠していることを立証する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-排出量の算出において直接参加者がDefraが承認しているGHGに関するプロトコルに厳格に準拠していること、また、CCA協定参加者がCCAルールに厳格に準拠していることを立証する。</li> <li>-対象のGHG排出データに顕著な重要性の問題がないことを立証する。</li> <li>-検証作業の記録および検証した客観的証拠が検証結果および検証意見を裏付けていることを立証する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● リスク評価アプローチの目的は、検証機関が重大な虚偽記載を発見出来るような検証プロセスをデザインすることである。検証機関は、UKETSのフレームワークが提供している重要性についてのガイダンスを参照すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-重要性は4.12で定義されている。</li> <li>-4.13では、検証人が虚偽記載の量と内容の両方を評価することを要求している。</li> <li>-4.14では、検証人が虚偽記載につながるようなエラーや漏洩を考慮することを要求している。</li> <li>-4.15では、総排出量に対する5%以上の誤差は重要性評価の観点から虚偽記載とすることが多い、と説明している。</li> </ul> </li> <li>● UKETSのフレームワークでは、「測定と報告のためのガイドラインおよびその他の関連ルールで定められている手法自身の持つ固有の不確実性については考慮しない。」と指示している。但し、検証人は、以下に起因する不確実性については考慮しなければならない。これらような種類の不確実性は固有のものではないので評価の対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-機器の種類</li> <li>-積み込み</li> <li>-較正とメンテナンス</li> <li>-該当期間において営業していたか否か</li> </ul> </li> </ul>
<h3>5.2 契約</h3>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依頼者は、依頼者の法人概要および提供を要求しているサービスを記載した依頼書を提供しな</li> </ul>

なければならない。当該依頼書が契約書のベースとなる。

- 契約書の確認の責任を持つマネージャーは、十分な検証の経験をもち、チームメンバーの選定や審査時間の見積、検証チームが遭遇する問題などを評価できる能力を有していること。主査または同レベルの機能を果たすことのできる能力が要求される。検証機関は、契約書の確認の責任を持つマネージャーが以下の能力を有していることを示すことができないなければならない。
  - 事業者の活動の分野を定義できる
  - 資格基準が満たされていることを確認できる
  - 事業者の活動分野に特有のGHG排出（排出源、プロセス、手法等）を確認することができる
  - バウンダリ、範囲、直接/間接排出、アウトソース、JVの種類を確認することが出来る
  - 検証チームのメンバーが契約を遂行するために必要な技術や能力を有していることを確認することが出来る
- 検証機関は、審査を始める前に検証の依頼書/契約書の確認を行い、その記録を維持しなければならない。その際に以下の事項を確認すること。契約書の確認において、検証機関は上記の要求を満たすために十分な情報を事業者から入手しなければならない。
  - 検証のための要求事項が明確に規定され文書化され理解されている。
  - 検証機関と依頼者との間に生じる理解の違いはすべて解消されている。
  - 検証機関が求められている特定のサービスを実施する能力を有している。
- 契約書の確認段階において、検証機関は当該検証業務の遂行に関わる潜在的リスクを評価しなければならない。リスク評価の対象は、対象データの重大な虚偽報告のリスクだけではなく検証機関自身に関わるビジネスリスクも含まなければならない。評価に基づいてリスクの管理を行う。検証機関が自己方針において品質システムの一環として潜在的リスクの評価を義務づけている場合、リスク評価および管理活動を記録しなければならない。
- ビジネスリスクの管理において、検証機関は、提供された情報に対して既に発行したまたは形成中の検証意見の正確性に影響を及ぼす可能性のある誤謬が発見された場合には、速やかに検証人に通知することを確実にするようなクライアントとの契約上の取り決めについて考慮すべきである。
- ビジネスリスクの管理において、検証人は、クライアントがGHGの重要なデータの測定やモニタリングについて基本原則により求められている信頼性を保証するような手順をもっていることを確実にしなければならない。
- リスクアセスメントでは、定性的要素、エラー、漏洩、不確実性のレベルを考慮することが必要である。検証人は、入手した情報や知識にもとづいて、これらのリスクに対して専門的判断を行う。リスク評価の目的は、GHGデータの重大な虚偽記載につながる潜在的リスクを特定することである。リスク評価プロセスの結果を検証プロセスに反映させること。
- リスクの評価において、検証人はDefraの基本原則について特に以下の事項について考慮すること。
  - GHGモニタリングと報告についてのマネジメントのアプローチとコミットメント

- GHGデータのモニタリングと報告についての責任者の割当についての体制とアプローチ(責任の定義、責任者が相応しい能力を有しているかの確認、有効なモニタリングと報告のために十分な時間と人材が割り当てられているかの確認を含む)
- GHGデータのモニタリングや報告の方針や手順の策定と実施
- データの算定方法のチェックとレビュープロセス
- モニタリングと較正プロセス(機器のメンテナンスを含む)
- GHGデータのモニタリングと報告に関するその他の保証プロセス(内部監査、外部監査やレビューなど)
- オペレーションの複雑性と内容
- GHGデータの計算に必要な入力データの信頼性と十分性
- 事業者がISO等のマネジメントシステムの認証を受けている場合でも、その信頼性について客観的証拠を入手するまでは、それらのシステムを信頼してはならない。入手した証拠や検出事項に応じて、検証プロセスを通してリスクの評価を行うこと。

### 5.3 検証プロセス

- 全ての要求事項をカバーし対象とする排出源に見合っかつ詳細な検証プログラムのプロセスを設計することは検証人のためである。検証人は、検証プロセスの決定(データのサンプリング方法、往査サイトの選択等を含む)に関する客観的証拠や根拠を記録すること。当該記録では、対象とするGHG排出源、データ、データの虚偽記載のリスクに基づいた検証方法を示すこと。
- 検証プロセスを事業者のサイトで実施すること。サイトが複数の場合は、GHGデータの重要性・網羅性・信頼性について意見を述べるために十分な数のサイトにおいて実施すること。検証人は、事業者がデータの品質管理やデータ集計に使用している手法を考慮すること。
- 検証人は、使用するサンプリング手法を決定すること。
- 検証プロセスでは、以下の段階を踏むこと。マイナーな排出源のサンプリングと分析や評価の報告は、strategicレビューの際に完了することができるので、場合によっては、上記の3つの段階は順番どおりに行う必要はない。検証プロセスでは、GHGデータの不確実性に関するリスク評価の結果を考慮すること。
  - strategicレビュー
  - サンプリングと分析
  - 検証評価の終了
- Strategicレビューでは、契約書の確認時に開始した検証プロセスの全体像の確定作業を完了し、上記の目標を満たすような検証プログラムの作成を可能にする。検証プログラムでは以下の3側面の相互作用について評価することが重要である。
  - エネルギー・フローやマテリアル・フローの測定や記録を含む、排出を生んだ「工場または設備のプロセス」(計器の正確性や測定の不確実性に影響を与える機器の分析を含む)
  - 「データ」:エネルギー・フローやマテリアル・フローの測定や記録、フローの集計と記録、データの集計や保存、排出量の集計

-「マネジメント」: 運営、メンテナンス、データ集計システム、財務/経営の管理システムを管理する組織体制を含む

- Strategicレビューでは以下を実施すること。
  - 事業者の製品とオペレーションを理解する。
  - 事業者のGHG目標(約束等)を理解する。
  - 期中での事業者の体制についての主な変化(買収、売却、製品の変更、プロセスの変更等)を理解する。
  - 事業者によるGHG排出源と排出量データの特定と測定方法について理解し確認する。
  - 特定のGHG排出源からのデータをどのように取り扱っているかについて理解する。
  - 事業者の態様や統制環境を考慮してリスクを評価する。
  - 以下について特定および把握できるようにGHGの情報システムを十分に理解する。
    - \* 検証意見の対象となる環境情報に重大な影響を与える可能性のある事象、取引、実施
    - \* 当該情報がどのようなプロセスを経てGHGの報告に含まれるのか。
  - リスク評価を含め収集した情報をもとに、当該事業者のための検証プロセスを決定する。
- 検証機関は、strategicレビューの前または実施中に、少なくとも以下の情報を事業者から入手する。
  - オンサイトおよびオフサイトでのプロセスについての説明
  - 対象となるGHGは排出源についての説明
  - GHG排出を生むオンサイト、オフサイトのプロセスを特定し、どの種類のGHGが生まれるのかを特定する
    - GHG排出データの記録、算定ルール、測定・モニタリングのルール・手法・記録を含めどのような方法でGHG排出データが算定されているのか
    - Guidelines for Measurement and Reportingのセクション5で要求されている情報
- 検証機関は、検出事項、検証プログラムのロジックやサンプリング方法について記し仮レポート(interim report)を作成することによってstrategicレビューのプロセスを終了することもできる。
- サンプリングと分析に関しては、検証人は、検証結果の十分な根拠となり得る証拠の収集方法と実証性テストの実施方法を定義すること。監査証拠は、排出量データのもととなる根拠資料(source documents)とモニタリング記録および他の情報源からの補強資料である。監査証拠は、適切なサンプリングおよびその他の選択式テストによって収集する。サンプリングの方法については、strategicレビューにおいて確認した事業者のニーズを理解することから策定する。従って、その方法については状況に応じて異なるので検証案件毎にまちまちであると思われる。サンプリングを実施する場合は、検証人は、排出量の算定における不確実性とリスクのレベルが許容範囲であることを確認できるようなサンプリング計画を作成する。サンプリング方法は、論理的に調書に記載する。試査の手順においては、以下の点について考慮しなければならない。
  - 証拠入手におけるリスク
  - 監査証拠を収集のために試査の対象項目を選択すること

- 全ての項目を選択する(100%審査)か、特定の項目を選択するか
- サンプルの内容について: サンプルの内容を決定する際には、検証人は、試査の目的とサンプルが全体に占める割合を考慮しなければならない。
- サンプルの規模: サンプルの規模を決定する際には、検証人は、サンプリング・リスクが許容できる範囲のレベルにまで抑制できることを考慮しなければならない。
- サンプルの選択(検証人は、全ての項目をサンプリング対象と考え、その中から選択を行う)
- 検証人は、検証の全ての要素において分析的プロセスを策定し適用する。前述のStrategicレビューでは、事業を理解し、重大な虚偽記載の潜在的リスクを特定するために、計画段階において分析的プロセスを利用することを要求している。同様のプロセスは、検証の後半において全体的な記載事項および最終的なGHG排出量と検証人の当該事業についての知識との間に齟齬がないかについて判断を行う際にも適用できる。不適合やデータの変動があった場合、または予測していた値から乖離があった場合には、検証人は調査を行い、十分な説明と適切な補強証拠を入手すること。
- 検証評価の最終段階においては、以下を実施すること。
  - 分析的プロセスによって追加的に特定したテストを実施する。
  - あとで机上確認し検証を終了できるように、足りないデータを特定し、事業者にもこれらのデータを要求する。
    - 検証を終了する。未終了の検証作業の終了を含む。
    - 前期からのデータの変動を理解する。
    - 調書へ整理するためのメモ、図表、計算、スプレッドシート等を作成する。

#### 5.4 検証計画

- 検証機関は、必要な準備作業の管理ができるように、審査作業の計画を作成しなければならない。計画の写しを事業者へ提供しなければならない。検証計画/プログラムは、準備作業の管理のほかに実際に利用するために作成される。例えば検証に要する時間や要員を見積もるために利用する。また、契約の確認段階での計画は検証を遂行するために必要な要件の strategic レビューを経て、本計画へと練り上げられる。契約の確認段階では、検証プロセスの計画は確立されている監査基準やガイドラインに準拠すべきである。少なくとも以下を含むものとする。
  - 検証の範囲と目的(使用する基準を含む)
  - 外部専門家を含む検証チームと各要員の役割と責任。外部からの要員についてはその旨を明記する。
  - 検証のタイムプラン
  - 往査サイトと実施する作業
  - 検証での検出事項の報告の方法
- 検証機関は、特定の審査を実施するのに適格な要員を選任しなければならない。公平性が損なわれるような態様及び期間内に、要員が審査対象事業者に関与した場合には、その要員を選任してはならない。

<p>5.5 実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証の目的や範囲はコンピュータ情報システム環境においても変わらない。但し、コンピューターの利用によりGHGデータのプロセス、保存、報告に変化をもたらし、モニタリング、記録、内部統制システムに影響を与える場合がある。よって、コンピュータ情報システムは以下に影響を与える場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-検証人がモニタリング、報告、内部統制について十分な理解を得るためのプロセス</li> <li>-リスク評価時の固有リスクと管理リスクについての考慮</li> <li>-検証目的を達成するために必要な実証手続きや統制についてのテストの計画や実施</li> </ul> </li> <li>● 複雑なコンピュータ情報システム環境においては、検証人は、どのように排出量の計算が行われているか、また、使用されている技術に関連する不確実性やリスクについて十分に理解することが必要である。検証人は、追加的な専門性がチームに要求されることに留意しなければならない。</li> <li>● 多くの場合、直接計測のデータを提出することは容易であるが、特にCO2のプロセス排出やCO2以外のガスの排出に関するデータは、直接計測以外の技術を持って推測される。当該技術にはエネルギーバランスやマスバランス、化学量論に基づいた方法が含まれる。</li> </ul>
<p>6. 判定</p>
<p>6.1 検証チームによる報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査の終了時には以下を実施すること。マイナーな排出源に関わる事項については、初回往査のstrategicレビューの際に完了することができるが、重要な排出源に関わる事項については、再訪問または最終訪問後に受領した追加データのデスクレビューを要求する場合もある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-検証範囲の総GHG排出データの最終データを事業者から入手する。検証過程の結果重要性の理由から調整を行ったデータを含む。</li> <li>-最終データと以前に検証したデータとの差異についての事業者からの説明を評価する。</li> <li>-事業者に改善の必要な不適合を特定する。</li> <li>-未終了の検証作業や不適合があった場合はそれらを全て終了する。</li> <li>-メモ、図表、計算、スプレッドシート等が全て揃って調書に整理されており、検証機関による意思決定のためのレビューの準備が出来ていることを確実にする。</li> </ul> </li> <li>● データの最終承認が終了審査以降になる場合には、検証結果および意見に変更が必要ないことを確認するためのフォローアップレビューが必要である。GHGデータについて重要性のガイドライン上、折り合いをつけることが出来ない場合は、検証人は検証報告書のみを発行し検証意見の発行は差し控える。</li> <li>● 検証チームによる検証報告書は、検証機関がレビューする際に検証プロセスを評価し、根拠資料や証拠が検証チームによる判断とドラフト意見と合致しているかを確認するために十分な情報が含まれていなければならない。従って、実施した作業、検証過程に生じた変更、データの品質や重要性に関する判断を含まなければならない。検証報告書の根拠となる審査記録は、明確な監査証跡を示すものでなければならない。</li> </ul>

- 検証チームは、審査での検出事項の報告書を当該検証機関に提出する。
- 主査は、検証チームと共に、検証機関へ提出するための検証報告書を作成する。報告書には、以下を含む。
  - 検証リスク評価および重要な判定、サンプリング証跡および判定、要した検証日数等を含む検証の報告
  - strategicレビューおよびリスク評価の結果
  - サンプリング・サイトを含む検証計画
  - 事業者がGHG排出量を収集し計算するのに用いた手法
  - 使用した手法の選択理由などを含む質疑
  - (該当する場合)検証意見に署名する前に改善が必要な事項についての報告
  - 検証を受けた報告データ(ベースラインまたはその後の年度の排出量)および今後の検証で一貫性を検証する上で要求される関連する補完情報
    - データの品質と重要性の判断についての結果
    - 認証するか否かについての検証チームから検証機関へのレコメンデーション
    - 機密保持についての記載

## 6.2 意見形成及び判定

- 検証チームによる審査を検証機関がレビュー後、検証機関は検証意見を発行する。
- 検証意見の文言が不確実性やDefraの基本原則への準拠について正しく表現されていることを保証することに留意する。また、検証意見を発行することは当該事業者が当該スキームのルールに準拠していることを確認するものであることにも留意する。
- 他の機関が実施した評価に基づいた検証意見の発行については、Guide 65、4.4の要求事項に留意すること。また、IAF Guidance G.4.32-4.36でのガイダンスにも留意すること。
- GHGデータについて重要性のガイドライン上、折り合いをつけることが出来ない場合は、検証人は検証報告書のみを発行し検証意見の発行は差し控える。

## 6.3 検証報告書

- 報告書には、以下を含む。
  - 検証リスク評価および重要な判定、サンプリング証跡および判定、要した検証日数等を含む検証の報告
  - strategicレビューおよびリスク評価の結果
  - サンプリング・サイトを含む検証計画
  - 事業者がGHG排出量を収集し計算するのに用いた手法
  - 使用した手法の選択理由などを含む質疑
  - (該当する場合)検証意見に署名する前に改善が必要な事項についての報告
  - 検証を受けた報告データ(ベースラインまたはその後の年度の排出量)および今後の検証で一貫性を検証する上で要求される関連する補完情報
    - データの品質と重要性の判断についての結果

- 認証するか否かについての検証チームから検証機関へのレコメンデーション
- 機密保持についての記載

## 7 報告

### 7.1 事業者への報告

- 検証機関は、審査の結果に関する必要事項がすべて記述された報告書を速やかに申請者に提出する。この報告書では、すべての検証プロセスを完了するために解消すべき不適合を特定する。
- Guide 65では、第2報告書の記載事項についての詳細は特定していない。従って、最低記載事項は意見のみ。
- 検証機関は、直接参加者に対してその他の検出事項や審査の過程で遭遇した問題解決のための提案を提供することができる。但し、検証人はGuide 65 Clause 4.2(o)に抵触するような具体的なアドバイスを提供してはならない。
- 検証報告書一式には、以下を含む。
  - 検証リスク評価および重要な判定、サンプリング証跡および判定、要した検証日数等を含む検証の報告

-strategicレビューおよびリスク評価の結果

-サンプリング・サイトを含む検証計画

-事業者がGHG排出量を収集し計算するのに用いた手法

-使用した手法の選択理由などを含む質疑

-(該当する場合)検証意見に署名する前に改善が必要な事項についての報告

-検証を受けた報告データ(ベースラインまたはその後の年度の排出量)および今後の検証で一貫性を検証する上で要求される関連する補完情報

-データの品質と重要性の判断についての結果

-認証するか否かについての検証チームから検証機関へのレコメンデーション

-機密保持についての記載

### 7.2 検証書

- 検証意見には、少なくとも以下を含まなければならない。
  - 事業者の名称と住所
  - 検証の範囲
  - Defraの担当者、参照文献
  - 検証した総GHG排出量または該当する場合はベースライン
  - 検証に使用したプロトコル
  - データの品質および重要性に関する検証意見 (affirmative statementで)
  - 該当年度
  - 検証機関による日付と署名